

2020年10月

廃業支援—廃業の手法

前号では、廃業支援に関して、序論及び円滑な廃業に向けた事前準備について、ご説明いたしました。本号では、具体的な廃業の手法について紹介いたします。

(承前)

3. 廃業の手法

(1) 総論

事業者として、事業承継を考えていたものの、適切な後継者がいないなど、事業承継が困難な場合には、「廃業」という選択肢を採ることとなります。

まず、事業者自らの廃業手法としては、①通常清算、②特別清算、③破産、④廃業支援型特定調停スキームといったものがあります。以下では、様々な場面に応じて、各手法について、それぞれの概要を説明いたします。

なお、事業者が法人である場合、経営者が個人保証をしていることが多いことから、廃業する場合には、経営者の保証債務についても整理する必要があります。経営者の保証債務の整理については、事業承継ニューズレターVol.7「経営者保証ガイドラインの活用(その②)」も併せてご参照ください。

(2) 各論(事業者自身の廃業手法)

ア 債務を全て返済できる場合

(ア) 個人事業主の場合

個人事業主において、現在負担している取引債務や借入債務などを全て返済することが可能と見込める場合は、取引を縮小しながら、事業資産を処分し、また、債務の弁済を行って、事業を完全に廃止していくこととなります。

(イ) 株式会社の場合

株式会社の形態で事業を営んでいる場合には、いわゆる「通常清算」という手続きが考えられます。

通常清算とは、会社を解散し、当該会社の法律関係を整理・決済し、その財産を処分する手続きであり、裁判所の監督外で行われる手続きです。

具体的には、まず、株主総会において解散決議を行う必要があります(会社法309条2項11号)¹。解散決議が

なされると、株式会社は清算の目的の範囲内においてのみ存続する(会社法476条)ので、解散決議までに、株式会社の営業活動を終了させる必要があります(取引先との契約関係の清算、従業員の雇用関係の終了など)。株式会社は、解散決議によって清算株式会社(会社法483条)となり、清算人(従前の取締役又は解散決議を行う株主総会で選任された者)が会社を代表し、継続中の契約関係や事務処理を終了させ、債権の取り立てや資産処分を行い、債務の弁済を行います。そして、さらに残余財産がある場合には、株主への分配を実施し、最後に株主総会において決算報告につき承認を得れば、株式会社の法人格が消滅することとなります。

イ 取引債務だけであれば全て弁済できるものの、金融債権まで含めると資産が不足する場合

取引債務を全て弁済するに足りる資産がある場合には、「廃業支援型特定調停スキーム」を利用することが考えられます。

廃業支援型特定調停スキームとは、金融機関に過大な債務を負担している事業者の主たる債務及び保証人の保証債務を一体として、準則型私的整理手続の一つである特定調停手続及び経営者保証に関するガイドラインを利用して、債務免除を含めて債務の抜本的な整理を図るものであり、事業の継続が困難な事業者を円滑に廃業・清算させて、経営者又は保証人の新たな事業活動の実施等を図る制度です²。

このように、廃業支援型特定調停スキームは私的整理手続の一種であり、金融債権者のみを対象として、廃業に伴う事業者の債務整理及び経営者の保証債務の整理を行うことが可能です。事業者及び保証人、金融債権者それぞれについて、廃業支援型特定調停スキームを選択した場合のメリットについてまとめると、以下のとおりです³。

(i) 事業者及び保証人のメリット

- ① 取引先を巻き込まずに債務を整理することができる。
- ② 実質的債権者平等の計画など柔軟な計画策定ができる⁴。
- ③ 手続コストが比較的低廉である。
- ④ 主たる債務と併せて一体的に保証債務の整理を行うことができる。

【事業承継WG/本号監修・執筆者(弁護士)】

中森 亘 (wnakamori@kitahama.or.jp)

太田 慎也 (sota@kitahama.or.jp)

◆本ニューズレターは法的助言を目的するものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。本稿の内容、テキスト等の無断転載・無断引用を禁止します。

◆本ニューズレターに関する一般的なお問合せは、下記までご連絡ください。

北浜法律事務所・外国法共同事業 ニューズレター係

(TEL: 06-6202-1088 E-mail: newsletter@kitahama.or.jp)

〔大阪〕北浜法律事務所・外国法共同事業

〒541-0041 大阪市中央区北浜1-8-16 大阪証券取引所ビル
TEL 06-6202-1088(代)/FAX 06-6202-1080

〔東京〕弁護士法人北浜法律事務所東京事務所

〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-7-12 サピアタワー14F
TEL 03-5219-5151(代)/FAX 03-5219-5155

〔福岡〕弁護士法人北浜法律事務所福岡事務所

〒812-0018 福岡市博多区住吉1-2-25
キャナルシティ・ビジネスセンタービル4F
TEL 092-263-9990/FAX 092-263-9991

<https://www.kitahama.or.jp/>

- ⑤ 残存資産や信用情報機関に登録されない点で保証人の経済的更生を図りやすい。
 - ⑥ 特別清算と異なり、事業者は株式会社以外の法人も対象とするなど対象範囲が広い。
- (ii) 金融機関のメリット
- ① 経済的合理性が確保される。
 - ② 裁判所が関与する。
 - ③ 資産調査や事前協議が実施される。
 - ④ 債権放棄額を貸倒損失として損金算入が可能である。

このように、廃業支援型特定調停スキームには多くのメリットがあることから、事業者の廃業にあたって金融債務整理が必要となる場合には、優先的な選択肢として検討することが望ましい手続であるといえます。

もっとも、廃業支援型特定調停スキームを利用するためには、金融債権者の全てから同意を取得できる見込みがあることや、事業者及び保証人に対する優先債権を全額弁済することが可能であり、特定調停の対象としない一般商取引債権が金融機関の理解を得て全額支払可能であること、事業者の主たる債務及び保証人の保証債務について、破産手続による配当よりも多くの回収を得られる見込みがあるなど、対象債権者にとって経済的な合理性が期待できることなどが要件となります。廃業支援型特定調停スキームの利用を検討するにあたっては、まず、これらの要件を満たすことができるかということを検討する必要があります。

そして、廃業支援型特定調停スキームを利用することが可能であると考えられた場合には、まず、清算手続が遅延した場合の将来時点（将来見通しが合理的に推計できる期間として最大3年程度を想定）における事業者と保証人からの回収見込額を算定し、現時点において清算した場合の事業者の主たる債務の弁済計画案及び保証人の弁済計画案を策定し、対象債権者にこれらを開示して、対象債権者から同意を得るべく協議を重ねることとなります。そして、かかる協議を経て、対象債権者から同意の見込みを得ることができた段階で、地方裁判所本庁に併置された簡易裁判所に特定調停の申立てを行い、裁判所の関与の下、調停を成立させる、又は民事調停法17条に基づく決定を得るという流れになります。

このように、裁判所が絡むスキームであるため、弁護士に依頼することは欠かせませんが、事業者と保証人の将来の清算時の回収見込み額の算定等にあたり、会計面及び税務面の検討も欠かせないため、公認会計士や税理士との協働も必要となります。

ウ 取引債務も含めて弁済できない場合

取引債務の弁済も困難である場合は、取引債権者も含めた全債権者に対して負担する債務について整理を行う必要があります。この場合、主に金融債権者を対象として想定している廃業支援型特定調停スキームを利用することは困難であり、破産の申立てを選択することとなります。

破産の場合には、官報公告がなされ、個人事業主の場合には信用情報機関に登録されるといったデメリットがありますが、債権者の同意も不要で、裁判所から選任された破産管財人主導の下で資産と負債が整理され、公正公平に廃業処理を行うことができるというメリットがあります。

一般に「破産」というと、マイナスのイメージが大きく、なかなか踏み切れないことが多いと思いますが、従業員や債権者などの関係者にかかる負担を最小限に食い止めるためにも、債権者等からの差押えや回収などで資産が流出してしまう前に、可能な限り早期に決断することが望ましいといえます。

なお、破産とは別に「特別清算」という手続も理論上は考えられます。特別清算とは、清算手続に入った株式会社について、清算の遂行に著しい支障を来す事情があり、又は債務超過の疑いがあると認められるときに、裁判所の特別清算開始命令によって、裁判所の監督の下に行われる清算手続ですが（会社法510条）、全債権者を対象とするとともに、債権者の多数の同意が必要となるなどハードル高いことが挙げられます。一般には資力のある親会社が債務超過の子会社を整理する場合に利用されることが多く、事業承継の場面で特別清算を利用できる場合は限定されているといえます。

(3) 最後に

廃業は、事業承継を断念した結果として決断されることが多く、事業承継の検討の段階で弁護士が関与していることも多いと思いますが、廃業を決断された場合又は廃業すべきか悩まれている場合には、早期に弁護士に相談することをお勧めします。

以上

¹ 当該株主総会決議は、出席株主の議決権の3分の2以上に当たる賛成を得る必要があります（特別決議：会社法309条2項11号）。なお、株主全員の同意がある場合には、株主総会の開催を省略することができます。

² 「事業者の廃業・清算を支援する手法としての特定調停スキーム利用の手引き」第1・1。

³ 「事業者の廃業・清算を支援する手法としての特定調停スキーム利用の手引き」第1・2。なお、他にも、破産の場合は官報公告さ

れるのに対し、廃業支援型特定調停スキームの場合は非公開であることも、事業者及び保証人のメリットとして挙げるができます。

⁴ 破産手続の場合には、形式的な債権者平等が貫徹されており、少額債権者を保護することはできませんが、廃業支援型特定調停スキームの場合には、経済合理性の観点から全対象債権者の理解を得たうえで、少額債権者は全額保護するなど、実質的に債権者平等を図る計画の策定が可能です。